

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係）（新旧対照表）

現 行	改 正 案
<p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>I-1-2 発行者との密接な関係について</p> <p>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等 (新設)</p>	<p>I 総則</p> <p>I-1 前払式支払手段の範囲等</p> <p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証券等又は番号、記号その他の符号</p> <p>I-1-2 発行者との密接な関係について</p> <p>I-1-3 法の適用を除外される前払式支払手段等</p> <p>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</p>
<p>III 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>III-1-2 一般的な監督事務</p> <p>III-1-3 監督当局間の連携</p> <p>III-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>III-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等 (新設)</p> <p>III-2-2 発行の業務の廃止の取扱い</p> <p>III-2-3 発行保証金に係る手続について</p> <p>III-2-4 基準日報告書の取扱い</p> <p>III-2-5 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p>III-2-6 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>III-2-7 申請書等を提出するに当たっての留意点</p>	<p>III 前払式支払手段発行者の検査・監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 基本的考え方及び一般的な事務処理等</p> <p>III-1-1 検査・監督事務に係る基本的考え方</p> <p>III-1-2 一般的な監督事務</p> <p>III-1-3 監督当局間の連携</p> <p>III-1-4 認定資金決済事業者協会との連携等</p> <p>III-1-5 内部委任</p> <p>III-2 資金決済に関する法律等に係る諸手続</p> <p>III-2-1 発行届出書、登録申請書の受理等</p> <p>III-2-2 業務実施計画の届出書の受理等</p> <p>III-2-3 発行の業務の廃止の取扱い</p> <p>III-2-4 発行保証金に係る手続について</p> <p>III-2-5 基準日報告書の取扱い</p> <p>III-2-6 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点</p> <p>III-2-7 書面・対面による手続きについての留意点</p> <p>III-2-8 申請書等を提出するに当たっての留意点</p>

現 行	改 正 案
<p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第 20 条第 1 項又は第 5 項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p>	<p>I-1-1 前払式支払手段に該当しない証票等又は番号、記号その他の符号</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証票等又は番号、記号その他の符号のうち、法第 20 条第 1 項又は第 5 項に規定する場合を超えて払戻し（換金や現金の引き出し）を自由に認めているものについては、前払式支払手段と性格を異にするため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する必要がある。</p> <p><u>（注）証票等又は番号、記号その他の符号を使用することにより、払戻し（換金や現金の引き出し）が可能な資金移動業に係る電子マネー又は電子決済手段等を購入又は交換できる場合も、払戻しを自由に認めることとなるため、このような証票等又は番号、記号その他の符号を発行する者が前払式支払手段発行者として届出や登録を行うことはできないことに留意する。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p>I-1-4 電子決済手段に該当する前払式支払手段について</p> <p><u>利用者保護及び業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、前払式支払手段発行者は、内閣府令第 23 条の 3 第 3 号により、電子決済手段（法第 2 条第 5 項に規定する電子決済手段をいう。）に該当する前払式支払手段を発行してはならないとされていることに留意する。</u></p> <p><u>この点、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第 2 条第 2 項を踏まえて、発行者がブロックチェーン等の基盤を利用して不特定の者に対して流通可能な仕様で発行し、発行者や加盟店以外の不特定の者に対する送金・決済手段として利用できる前払式支払手段など、移転を完了するためにその都度、発行者の承諾その他の関与を要しない前払式支払手段については、内閣府令第 1 条</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>第3項第4号に規定する残高譲渡型前払式支払手段、同項第5号に規定する番号通知型前払式支払手段その他その移転を完了するためにその都度当該前払式支払手段を発行する者の承諾その他の関与を要するものには該当せず、電子決済手段に該当することに留意する必要がある。</u></p> <p><u>（注）上記に関して、電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第2条第2項は同内閣府令の施行の日から2年間適用しないとされていることに留意する。</u></p>
<p>Ⅱ－2－9 不正取引に対する補償 前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。 このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。 不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－2－9－1 主な着眼点 ① <u>内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第2号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。</u> （注1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行</p>	<p>Ⅱ－2－9 不正取引に対する補償 前払式支払手段に関する不正取引により、利用者等に被害が生じるおそれがある。 このような被害が発生した場合、前払式支払手段発行者においては、利用者等の利益の保護を含む前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、被害者に対して適切かつ速やかな対応（連携サービスを提供する場合にあっては連携先と協力した対応を含む。）を実施することが重要である。 不正取引への対応に関する前払式支払手段発行者の監督に当たっては、例えば以下のような点に留意するものとする。</p> <p>Ⅱ－2－9－1 主な着眼点 ① <u>内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第4号に基づき、前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行われたことにより発生した損失の補償その他の対応に関する方針（以下「補償方針」という。）を策定し、前払式支払手段の利用者への情報提供を行うとともに、不正取引が発生した場合に損失が発生するおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態にしているか。</u> （注1）「前払式支払手段の発行の業務に関し、不正取引が行</p>

現 行	改 正 案
<p>われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>(注2) 内閣府令第23条の3第2号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>(注) ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第2号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者へ</p>	<p>われたことにより発生した損失」とは、前払式支払手段の利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した当該利用者の損失に限らず、前払式支払手段の利用者が連携口座の預貯金者になりすますことで預貯金者の意思に反して口座振替が行われたことにより発生した預貯金者の損失など、連携サービスの提供を起因として、連携先の利用者に発生した損失を含む。</p> <p>(注2) 内閣府令第23条の3第4号に規定する「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし必要があると認められる場合」とは、例えば、銀行等の提供する口座振替サービスと連携した前払式支払手段を発行する場合など、前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、前払式支払手段の利用者以外に損失が発生するおそれのある場合をいう。</p> <p>② 補償方針には、少なくとも以下の事項が定められているか。</p> <p>イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法に照らし、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容</p> <p>ロ. 補償手続の内容</p> <p>ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）</p> <p>ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先</p> <p>ホ. 不正取引の公表基準</p> <p>(注) ハに定める事項については、内閣府令第23条の2第1項第3号及び第23条の3第4号に基づき、当該事項に関する連携先との契約内容の全てについて利用者へ</p>

現 行	改 正 案
<p>の提供等を行う必要ではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ （略）</p>	<p>の提供等を行う必要ではないが、少なくとも、被害者に対する補償の実施者については利用者への情報提供等を行う必要があることに留意する。</p> <p>③・④ （略）</p>
<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続 自家型前払式支払手段の発行の届出、第三者型発行者の登録の申請及び変更並びに自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿（以下「登録簿等」という。）の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等 （略）</p> <p>（新設）</p>	<p>Ⅲ－２ 資金決済に関する法律等に係る諸手続 自家型前払式支払手段の発行の届出、第三者型発行者の登録の申請、変更及び業務実施計画の届出並びに自家型発行者名簿及び第三者型発行者登録簿（以下「登録簿等」という。）の縦覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>Ⅲ－２－１ 発行届出書、登録申請書の受理等 （略）</p> <p>Ⅲ－２－２ 業務実施計画の届出書の受理等</p> <p>(1) <u>業務実施計画の届出書の受理</u> 業務実施計画の届出書の受理に当たっては、次の事項に留意し、不適切な場合にはその是正を求めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第三者型発行者の登録の申請と業務実施計画の届出を併せて行う場合には、登録申請書の記載内容と業務実施計画の記載内容との間に齟齬等がないことを確認するものとする。</u> <p>(2) <u>受理後の対応</u> 当該業務実施計画の届出書の受理後、監督上の対応においては、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① <u>受理した業務実施計画の諸方策に係る履行状況については、必要に応じて法第 24 条に基づき報告書を徴収することにより状況を把握すること。</u></p> <p>② <u>業務実施計画に記載された事項を変更し、当該変更に係る変更届出書を受理した場合、当該変更事項が登録事項の変更</u></p>

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－２－<u>2</u> 発行の業務の廃止の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>3</u> 発行保証金に係る手続について （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>4</u> 基準日報告書の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>5</u> 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>6</u> 書面・対面による手続きについての留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>7</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点 （略）</p>	<p>である場合には、<u>法第 11 条に規定する変更届出書の提出を 求めること。例えば、業務実施計画の「高額電子移転可能型 前払式支払手段に係る前払式支払手段記録口座に記録され る未使用残高の上限額」を変更した場合は、法第 8 条第 1 項 第 7 号の「前払式支払手段の発行の業務の内容及び方法」の 変更があったものとして、登録簿における「支払可能金額等」 に係る変更届出書の提出が必要である。</u></p> <p>Ⅲ－２－<u>3</u> 発行の業務の廃止の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>4</u> 発行保証金に係る手続について （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>5</u> 基準日報告書の取扱い （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>6</u> 前払式支払手段発行者が提出する報告書における記載上の留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>7</u> 書面・対面による手続きについての留意点 （略）</p> <p>Ⅲ－２－<u>8</u> 申請書等を提出するに当たっての留意点 （略）</p>